

団体送迎用マイクロバス等借上げ料に関する運用基準

福祉総務課が委託している各指定管理者への年間の指定管理料のうち、団体送迎用マイクロバス等借上げ料（以下「バス代」という。）の運用については、次に定める基準によるものとする。

1 目的

バス代の利用は、登録利用団体（以下「利用団体」という。）が徒歩及び遠方からの自家用車等自らの移動手段により、福祉総務課が委託している各指定管理者が管理する施設（以下「指定管理施設」という。）への来訪が困難な場合に用いられるものである。

2 原則

指定管理施設を起点あるいは終点とした、利用団体の送迎を原則とする。

3 例外

次に掲げる事項に該当する場合は、第2項にかかわらず利用できるものとする。

- （1）他の指定管理施設への移動に利用する場合。
- （2）各指定管理施設により開催される祭事（福祉会館まつり等をいう。）にて、利用団体以外の団体（保育園、幼稚園、こども会等）が利用する場合であり、事前に福祉総務課へその旨を連絡相談票にて提出をし、承認を得たもの。

4 利用基準

各指定管理施設において、同一の利用団体による利用は、年1回を限度とする。ただし、他の利用団体と不公平が生じず、バス代の予算の残額が生じる見込みの場合は2回以上利用させることができる。

また、1回あたりの利用人数の下限は、おおむね15人とする。

5 その他

- （1）観光地等への移動、いわゆるバスツアーに利用することはできない。
- （2）バス代は不足した場合においても補填は行わない。また、バス代を他の費目から支出することはできない。さらに、当該バスの利用につき、乗車賃等の費用負担を利用者に求めてはならない。
- （3）この基準のほか、道路運送法等の各法令に定める規定に反してはならない。
- （4）この基準に定めるもののほか必要な事項は、その都度定める。

附則 この基準は令和8年4月1日から施行する。